

東通原子力発電所東北電力1号機の 運転期間延長の計画について

原子力施設の安全の確保は、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令に基づいて一元的に安全規制を行っている国（原子力安全・保安院）が、その役割を果たしていくことが基本となっています。

国においては、事業者による安全性の確保がより一層向上するようにするため、検討会において審議・検討を行い、平成21年より「新検査制度」の本格運用を開始しています。

新検査制度の概要

これまでの検査制度では、全てのプラント（号機）は13カ月以内に発電所の運転を停止させ、定期検査を実施してきました。

新検査制度では、各プラント（号機）の設計やこれまでの運転実績、特性に応じた検査を行い、科学的・合理的な最新の知見や根拠に基づき、信頼性を重視した保全の仕組みを導入することで、原子力発電所のさらなる安全性の向上を図ることを目的に導入されました。

☆新検査制度における新たな取り組みの例

- ・事業者の保全計画*の策定と国に対する届出、国による保全計画の事前確認
- ・新技術を用いた機器の監視の充実による故障の兆候の早期把握
- ・機器の経年劣化データの蓄積による点検方法見直し など

※保全計画とは、原子力発電所のプラント（号機）毎に、定期検査開始から次の定期検査開始前までの期間で実施する点検、補修等の計画などを定めたものです。

運転期間の延長

この新検査制度においては、事業者は、個々の点検項目について、過去のトラブル等も含めてデータを収集し、どの方法で点検等が行われれば、安全上より適切であるかという観点から評価を行うことが義務づけられています。

国は、事業者の技術的な評価の妥当性について審査・確認し、運転期間を「13カ月以内」、「18カ月以内」、「24カ月以内」のいずれかに区分して、プラント（号機）毎の特徴に応じた適切な定期検査の間隔を設定します。

※制度導入から5年間は、運転期間を18カ月以内限定。

これまでの検査制度

原子炉を停止して行う点検

一部の弁分解検査 13カ月

一部のポンプ分解検査 13カ月

定期検査間隔
一律13カ月

新検査制度

原子炉を停止して行う点検項目の技術評価を実施
各機器で最も短い間隔の範囲内で定期検査間隔を設定

一部の弁分解検査（+劣化データ採取） △カ月

一部のポンプ分解検査（+状態監視） ×カ月

燃料交換等から定まる期間 ☆カ月

実質的な定期検査間隔
（この例では☆カ月）